

最低賃金法の一部を改正する法律案要綱

第一 最低賃金に係る総則

一 最低賃金額

最低賃金額は、時間によって定めるものとする。 (第三条関係)

二 最低賃金の減額の特例

使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額を当該労働者に適用される最低賃金額とするものとする。 (第七条関係)

(一) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

(二) 試の使用期間中の者

(三) 職業能力開発促進法第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で

定めるもの

(四) 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

第二 地域別最低賃金

一 地域別最低賃金の原則

(一) 地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならないものとする。 (第

九条第一項関係)

(二) 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないものとする。 (第九条第二項関係)

(三) (二)の労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。 (第九条第三項関係)

二 地域別最低賃金の決定

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決

定をしなければならぬものとする。 (第十条第一項関係)

三 地域別最低賃金の改正等

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならないものとする。 (第十二条関係)

四 派遣中の労働者の地域別最低賃金

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣中の労働者 (第三の二において「派遣中の労働者」という。) については、その派遣先の事業の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とするものとする。 (第十三条関係)

第三 特定最低賃金

一 特定最低賃金の決定等

(一) 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業